

吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更の概要

教育・保育の確保方策（P54～P57）

- 1 小規模保育事業施設等から保育所への確保方策の変更
整備が不足する地域において、小規模保育事業施設等による確保から、新たに保育所による確保に変更します。
- 2 認定こども園への移行
 - (1) 既存幼稚園から認定こども園への移行により見込んでいた3号認定の確保方策について、小規模保育事業施設等や保育所による確保に変更します。
 - (2) 既存幼稚園から認定こども園への移行により見込んでいた2号認定（幼稚園利用希望）の確保方策について、一部を私立幼稚園の長時間預かりによる確保に変更します。
 - (3) 既存保育所から認定こども園への移行に際して必要となる1号認定枠を新たに設定します。
- 3 認可外保育施設の移行
国の補助金制度の変更に合わせ、保育所への移行に小規模保育事業施設への移行を加えます。
- 4 平成29年度までとしていた整備年度について、平成30年度までに変更します。